

見 積 者 心 得 書

- 第1条 見積者は、この心得書および本区契約事務規則を遵守しなければならない。
- 第2条 見積者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」等に抵触する行為を行ってはならない。
- 第3条 見積者は、仕様書、図面、内訳書および契約書案、その他添付書類ならびに見本品、予定地の状況等を熟知のうえ、見積りしなければならない。
- 2 前項の内訳書記載の規格、数量等に誤りがあると認められる場合は、添付書類により訂正のうえ積算しなければならない。
- 第4条 代理人をもって見積書を提出しようとする者は、見積書提出の前に委任状を提出しなければならない。(この場合の代理人とは、指名業者が自社以外の者を代理人として見積合わせに参加する場合をいう。)
- 第5条 次の各号の一に該当する見積書は無効とする。
- (1) 見積合わせ参加の資格がない者のした見積り。
 - (2) 見積書が、所定の日時まで所定の場所に到着しないもの。
 - (3) 見積書に記名押印がないもの。または、見積書の記載事項が不明なもの。
 - (4) 同一物件に対し、2通以上の見積書を提出したもの。
 - (5) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした者の見積り。
 - (6) 訂正印の押印することなく金額等を訂正したもの。
 - (7) 前各号に定めるものを除くほか、特に指定した事項に違反した者。
- 第6条 見積者は見積書提出後、結果発表に立会うものとする。
- 第7条 落札となるべき同価の見積りをした者がいるときには、直ちにくじで落札者を定める。この場合、見積者が拒否または出席しないときは、当該見積合わせに関係のない職員に行わせる。
- 第8条 落札者の決定がなされたときは、落札者は指定期日以内に契約書および契約に必要な書類を提出しなければならない。
- 2 前項の指定期日を経過したとき、その落札は効力を失うものとする。
- 3 内訳書の単価等が不相当と認められるときは、契約金額の範囲内でこれを訂正するものとする。
- 第9条 見積者は、「品川区契約関係暴力団等排除措置要綱」(以下、排除措置要綱)第3条別表に該当していないこと。該当すると認められた場合は、「排除措置要綱」に従い措置を行う。
- 第10条 この心得書各条の解釈および明記のない事項については、すべて本区の指示によるものとする。